

令和6年度奈良県介護人材確保対策総合支援補助金を活用した事業の公募要領

1 総 則

奈良県介護人材確保対策総合支援補助金の交付を希望する団体等の公募については、この要領に定めるところによるものとします。

2 目 的

この補助金は、奈良県内で必要となる介護従事者の確保を図るため、「奈良県介護人材確保対策総合支援補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善を図るための優れた取組を行う団体等に対して補助を行うものです。

3 対象事業

- ・介護ロボット導入支援事業
- ・ICT導入支援事業

※対象事業の詳細については、別記に記載しています。

4 対象事業者

本事業に応募できる者は、民間団体とし、次の各号のすべてを満たすものとします。

- (1) 事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業の内容を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。

5 対象経費

補助の対象となる経費については、「令和5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業の実施について」（令和6年2月5日老発0205第3号厚生労働省老健局長通知、令和6年6月4日最終改正）の別紙1「令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」のとおりです。

6 補助金の額

補助金の額は、令和6年度事業における予算額の範囲内で、対象となる事業の実施に必要な経費の全部又は一部を助成します。

なお、次の場合には、補助金を適正にかつ広く活用するため、応募された事業計画書に記載された補助金要望額を減額します。

- (1) 応募された事業計画書に記載された支出予定額が、事業の実施に必要な経費として認められない場合。
- (2) 選定対象と認められた事業の補助金要望額の総額が、補助金の予算額を超える場合。

また、本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご留意願います。

7 事業実施期間

補助金の内示を受けた日から補助事業を完了した日又は令和7年1月31日のいずれか早い日までとします。

8 応募要件

応募する事業については、以下の要件のすべてを満たすことが必要です。

- (1) 補助金要望額は、別途要綱等で定められた補助基準額とする。
- (2) 他の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 応募いただく時点までに以下のいずれかの要件を満たしていること

【要件1】介護現場の生産性向上を目指した研修会への参加

■開催日：令和6年7月18日（木）14時～16時 実施済

【要件2】（公財）介護労働安定センター奈良支部 介護ロボット・ICT相談窓口の活用

※応募いただく時点で、【要件1・2】のどちらも満たしていない事業所は【要件1】の動画を視聴いただくことで応募可能です。

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=DOYWdKmxGdw>

9 応募方法

この事業の補助金を希望する者は、次により応募してください。

(1) 提出書類

【介護ロボット導入支援事業】

- ①事業申請書（様式1の1）
- ②計画書（様式2の1）
- ③事業概要（様式3）
- ④介護ロボット導入計画書（様式4）
- ⑤応募者が地方公共団体以外の者である場合は、団体の概要がわかる資料（定款、寄付行為、役員名簿、直近の財務・活動状況がわかる資料、補助を受けようとする事業にかかる実績がわかる資料等）
- ⑥導入する製品のカタログ等（名称、機能がわかる書類）
- ⑦見積書の写し等（金額がわかる書類）
- ⑧LIFE 利用案内のはがきの写し又はLIFE にログイン後の画面をプリントアウトしたもの
- ⑨SECURITY ACTION 自己宣言の申込後に受け取るメールをプリントアウトしたもの
- ⑩業務改善計画様式（様式6）
- ⑪優先順位表（同一法人から複数の事業所を応募する場合）（様式7）

【ICT導入支援事業】

- ①事業申請書（様式1の1）
- ②計画書（様式2の1）
- ③事業概要（様式3）
- ④ICT導入支援計画書（様式5）
- ⑤応募者が地方公共団体以外の者である場合は、団体の概要がわかる資料（定款、寄付行為、役員名簿、直近の財務・活動状況がわかる資料、補助を受けようとする事業にかかる実績がわかる資料等）
- ⑥導入する製品のカタログ等（名称、機能がわかる書類）
- ⑦見積書の写し等（金額がわかる書類）
- ⑧LIFE 利用案内のはがきの写し又はLIFE にログイン後の画面をプリントアウトしたもの
- ⑨SECURITY ACTION 自己宣言の申込後に受け取るメールをプリントアウトしたもの
- ⑩最新版のケアプラン標準仕様への対応状況確認書（別添1）
※ケアプラン連携標準仕様の対象となる介護サービス事業所
- ⑪LIFE のCSV 取込機能の対応状況確認書（別添2）

※LIFEのCSV取込機能によりLIFEにデータ提供をしている又は予定している事業所

⑫業務改善計画様式(様式6)

⑬優先順位表(同一法人から複数の事業所を応募する場合)(様式7)

※計画書の作成にあたっては、下記「10 事業の選定方法」にある別紙「選定基準」に十分留意し、審査が円滑かつ適切に行えるよう具体的に記載してください。記載しきれない場合は、別紙や添付資料を活用してください。

(2) 提出期限

令和6年10月4日(金) (必着)

(3) 提出先及び事業の内容・作成等に関する問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県福祉医療部医療・介護保険局

地域包括支援課 福祉人材確保・育成係(國谷)

電話 : 0742-27-8039 FAX : 0742-26-1015

E-mail : fukushi-jinzai@office.pref.nara.lg.jp

提出方法 : 持参又は郵送

※提出書類の②計画書(様式2の1)については、データ(Excel形式)でも、上記E-mailアドレスに提出すること

10 事業の選定方法

「奈良県介護人材確保対策総合支援補助金選定審査会」において、提出書類(必要に応じてヒアリングを実施)により、別紙「選定基準」に基づき審査し、予算の範囲内で選定します。ただし、選定基準により評価した点数の合計が満点の6割に満たない場合は選定の対象外とします。

なお、選定された事業であっても、事業効果等が認められない場合は、補助対象経費を減額することがあります。

選定の結果については、各応募者あてに文書で通知します。

また、選定された事業については、事業者名や事業内容を公開します。

◆審査項目(抜粋) ※別紙「選定基準」参照

| | | | | |
|------|-----------|----------|----------|-------|
| I 目的 | II 手段の有効性 | III 事業効果 | IV 実現可能性 | V 新規性 |
|------|-----------|----------|----------|-------|

11 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等

事業の選定(内示)を受けた者は、速やかに事業着手の準備及び交付要綱に基づいて補助金の交付に必要な手続きを行ってください。

また、事業完了後、実績報告書に必要な書類を添付して、事業の完了の日から1ヶ月以内又は令和7年1月31日のいずれか早い日までに提出してください。

12 補助金交付事業者にかかる責務等

補助金交付事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行にあたって、以下の条件を必ず遵守してください。

(1) 事業実施主体は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持つこと。

(2) 事業計画の内容を変更する必要がある場合は、速やかに事業計画変更承認申請書を提出すること。

(3) 交付申請書や実績報告書は、別途県が指定する期日までに提出すること。

(4) 事業実施主体は、補助事業の実施にあたっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

1 3 留意事項

- (1) 選考結果にかかわらず、応募に要した費用を請求することはできません。
- (2) 同一法人からの応募事業所数に制限はありませんが、同一法人から複数の事業所を応募する場合は、必ず優先順位を付与してください。また、その場合は複数の事業所分を法人でまとめて送付してください。

1 4 手続きに関する注意事項

- (1) 採択事業において、事業計画で見積もられた金額については、補助対象経費の精査又は配分額の調整等により減額することがあります。
- (2) 本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります。
- (3) 採択後、協議により事業計画の変更を求めることがあります。(補助金の額の算定に伴い、事業計画の変更を求める場合を含みます。)

1 5 今後の予定等

- ・ 選定結果 (内示) 1 1月中旬
 - ・ 補助金申請 1 2月上旬
 - ・ 交付決定 1 2月下旬
- ※内示を受けた日から令和7年1月31日までの間に事業を完了する必要がありますのでご留意願います。

別記

1 介護ロボット導入支援事業

介護施設等が、実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための計画の実現のために使用される介護ロボット等であって、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する取組を実現するための経費に対し助成する。

①機器の導入に要する経費（②に該当する場合を除く）

1 機器につき対象経費の4分の3

（補助上限額：移乗支援、入浴支援、その他の機器（※） 100万円
上記以外の機器 30万円）

（※）「その他の機器」は、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる機器等を対象とする。

例：移乗や移動を支援する機器であり別添に該当しない機器（床走行式リフト等）、介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車等）、見守りや介護業務を支援する機器・システムであり別添に該当しない機器・システム（バイタル情報等を基に職員へ通知を行うシステム等）、入浴を支援する機器であり別添に該当しない機器（特殊浴槽等）

※ 導入台数の上限は設けない。ただし、導入台数の算出根拠を「介護ロボット導入計画書（様式4）」において示すこと。

②介護テクノロジーのパッケージ型による導入に要する経費

1 事業所につき対象経費の4分の3（補助上限額：1,000万円）

③見守り機器の導入に伴う通信環境整備に要する経費

1 事業所につき対象経費の4分の3（補助上限額：1,000万円）

④導入支援と一体的に行う業務改善支援を受けるために要する経費

1 事業所につき対象経費の4分の3（補助上限額：45万円）

●購入形態による補助額の考え方

- ・ 使用権の期限がないもの…全額
- ・ 支払いが月額払いのもの…当該年度分
- ・ 支払いが年額払いのもの…1年分
- ・ 複数年の使用権契約のもの…契約年数を按分して1年分

●留意事項

・ 介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備により、業務の改善、効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（導入効果の報告（導入年度の内容を導入翌年度に、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に導入製品の内容や導入効果等を報告するものとする）により確認する）。

●その他

補助対象経費の範囲等、上記に記載のない事項に係る要件等については、「令和5

年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業の実施について」（令和6年2月5日老発0205第3号厚生労働省老健局長通知、令和6年6月4日最終改正）の別紙1「令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護テクノロジー一定着支援事業実施要綱」を参照すること。

2 ICT導入支援事業

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までを一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット情報端末等を導入するための経費に対し助成する。

①機器の導入に要する経費（②に該当する場合を除く）

1 事業所につき対象経費の4分の3

※補助上限額は、職員数（申請時点の常勤換算人数等）に応じ、次のとおりとする。

| | | | | |
|-------|-----------|------------|------------|-------|
| 職員数 | 1名以上10名以下 | 11名以上20名以下 | 21名以上30名以下 | 31名以上 |
| 補助上限額 | 100万円 | 160万円 | 200万円 | 260万円 |

②介護テクノロジーのパッケージ型による導入に要する経費

1 事業所につき対象経費の4分の3（補助上限額：1,000万円）

③導入支援と一体的に行う業務改善支援を受けるために要する経費

1 事業所につき対象経費の4分の3（補助上限額：45万円）

●購入形態による補助額の考え方

- ・ 使用権の期限がないもの…全額
- ・ 支払いが月額払いのもの…当該年度分
- ・ 支払いが年額払いのもの…1年分
- ・ 複数年の使用権契約のもの…契約年数を按分して1年分

●留意事項

ICTの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することし、その旨を職員等に周知すること（導入効果の報告（導入年度の内容を導入翌年度に、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に導入製品の内容や導入効果等を報告するものとする）により確認する）。

●その他

補助対象経費の範囲等、上記に記載のない事項に係る要件等については、「令和5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業の実施について」（令和6年2月5日老発0205第3号厚生労働省老健局長通知、令和6年6月4日最終改正）の別紙1「令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護テクノロジー一定着支援事業実施要綱」を参照すること。